

日本循環器心身医学会会則

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、「日本循環器心身医学会」と称し、その英語名をJAPANESE SOCIETY OF PSYCHOSOMATIC CARDIOLOGYとする。

(事務所)

第2条 本会の事務局は、『特定非営利活動法人 日本医療推進事業団』とする。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 本会は循環器疾患の心身医学的側面を研究し、循環器領域における心のケアを主体とした全人的医療の実践および発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 学術大会、研修会、講演会等の開催
- (2) インターネット上での討論及び学会活動の報告
- (3) 会員の支援と情報収集・公開
- (4) 学会誌その他の刊行物の発行
- (5) 研究の助成及び研究業績の表彰
- (6) 心のケアに関わる各職域の人材育成、チーム医療の構築と普及
- (7) 関連学術団体との連携
- (8) 国際的な研究協力の推進
- (9) 全人的医療により国民の健康の維持・増進に関する事項
- (10) その他目的を達成するために必要な事業

第3章 会員

(資格・種別)

第5条 本会の会員は、本会の目的に賛同する医師・医療従事者及び関連領域の研究者及び従事者とする。

2 会員の種別は、次のとおりとする。

- (1) 正会員
- (2) 名誉会員
- (3) 功労会員
- (4) 学生会員
- (5) 賛助会員

(入会)

第6条 会員として入会を希望する者は、学術大会時他において所定の入会申込手続き当該年度の会費を添えて、理事長に提出する。ただし、名誉会員及び功労会員に推薦された者は、入会の手続きを要せず、本人の承諾をもって会員とする。

(会費)

第7条 本会の年会費は、5,000円とする。

- 2 名誉会員及び功労会員は、会費を納めることを要しない。
- 3 学生会員の年会費は、2,000円とする。
- 4 既納の会費は、いかなる事由があってもこれを返還しない。

(資格の喪失)

第8条 会員は、次の事由によってその資格を喪失する。

- (1) 退会したとき
- (2) 除名されたとき

(退会)

第9条 会員が退会しようとするときは、退会届を理事長へ提出し任意に退会することが出来る。

- 2 退会しようとする者は、退会する年度までの会費を完納しなければならない。

(除名)

第10条 会員が次の各号の一に該当するときは、理事会の議決を経て除名することができる。

- (1) 本会の名誉を傷つけ、又は本会の目的に違反する行為があったとき。
- (2) 本会の会員としての義務に違反したとき。
- (3) 会費を2年以上滞納したとき。

(賛助会員)

第11条 本会の目的に賛同する企業又は団体で、本会の事業を支援することを表した法人等を賛助会員とする。

第4章 役員等

(役員)

第12条 本会に、次の役員を置く。

- (1) 理事 20名以上90名以内(うち、理事長1名、副理事長若干名)
- (2) 監事 2名

(役員を選任)

第13条 理事及び監事は、評議員会において評議員のなかから選任する。

- 2 理事長は、理事の互選とする。
- 3 副理事長は、理事長が指名する。
- 4 理事及び監事は、相互に兼ねることができない。

(役員任期)

第14条 役員任期は3事業年とする。ただし再任を妨げない。

(理事の職務)

第15条 理事長は、本会を代表し、本会の会務を総理する。

- 2 副理事長は、理事長を補佐し、各職域に関わる業務を処理する。
- 3 理事は、理事会を組織して会務を執行する。

(監事の職務)

第16条 監事は、本会の業務及び財産に関し、次の各号に規定する職務を行う。

- (1) 本会の財産及び会計の状況を監査する。
- (2) 理事の会務執行の状況を監査する。

(評議員)

第17条 本会に評議員をおく。その員数は理事会で定める。

- 2 評議員は正会員のなかから理事会で選任する。
- 3 評議員には、第14条の規定を準用する。この場合に、「役員」とあるのは「評議員」と読み替えるものとする。

(名誉会長)

第18条 本会に名誉会長をおくことができる。

第5章 会議

(種別)

第19条 本会に次の会議をおく。

- (1) 理事会
- (2) 評議員会

2 理事会・評議員会（以下「会議」）は理事長が招集し、その議長となる。

3 会議は理事および評議員の過半数の出席（議長への委任を含む）がなければ、開会することはできない。

4 会議の議事は、出席したそれぞれの理事および評議員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(委員会)

第20条 事業を円滑に遂行するため、理事会の承認を得て必要ある委員会およびワーキンググループを組織することができる。

第6章 総会

(総会)

第21条 本会は定例総会を毎年一回開催する。必要に応じて臨時総会を開催することができる。

2 総会は理事長が招集し、議長は理事長が指名したものがこれを務める。

(総会の定足数等)

第22条 総会は、正会員現在数の過半数以上の者が出席がなければ、議事を開き議決することが出来ない。ただし、当該議事につき書面をもってあらかじめ意思を表示した者及び他の会員を代理人として表決を委任した者は、出席者とみなす。

2 総会の議事は、出席した正会員の過半数の同意をもって決する。可否同数のときは議長の決するところによる。

第7章 会計

(経費)

第23条 本会の経費は、会費、賛助金、事業に伴う収入金およびその他の収入をもってあてる。

(事業年度及び会計年度)

第24条 本会の事業年度及び会計年度は、毎年4月1日から始まり、翌年3月31日までとする。

第8章 補則

(事務局・職員)

第25条 本会の事務を処理するため、事務局を置き、所要の職員を置く。

(会則の変更)

第26条 この会則を変更するときは、総会の承認を得なければならない。

(理事会への委任)

第27条 この会則に定めがない事項が生じたときは、理事会の議を経て会長が別に定める。

(会則の施行細則)

第28条 会則の施行に関して、必要な事項は別に定める。

附則

1. この会則は、2007年 11月 1日から施行する。

2. 本学会の開始初年度に限り、事業年度及び会計年度を2007年11月1日から2009年3月31日迄とする。
又、それに伴い、初年度年会費はその期間に対応するものとする。